

『平成の歩みと文学を振り返る』展示企画及び製作等業務委託プロポーザル 公募要領

平成30年10月3日
岐阜県図書館

第1 目的

岐阜県図書館は、平成からの改元を機に、『平成の歩みと文学を振り返る』をテーマに県民が郷土を知り学び、故郷への誇りと愛着を育むための効果的な展示を計画しています。

ついては、本展示の企画及び製作等業務を委託するため、公募型プロポーザル方式にて参加事業者を募集します。

第2 業務内容

1 委託業務名

『平成の歩みと文学を振り返る』展示企画及び製作等業務委託

2 業務内容等

- ①展示内容の企画提案・設計
- ②設計に基づく展示物の製作・設置、広報物の製作

※詳細は別紙仕様書のとおりです。

3 委託業務期間

契約の日から平成31年3月27日(水)までの間

4 委託予定価格

上限額：1,567,080円(消費税及び地方消費税を含む。)

※当該上限額を超える見積額の提案は選定除外とします。

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加要件

プロポーザルに参加できる者は、本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人(法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。)とし、以下の(1)から(8)までの要件を満たすことが必要です。

なお、一の募集につき、一の団体が複数の参加申し込みを行うことはできません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 役員に次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。

- ① 破産者で復権を得ない者
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(3) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。

- ① 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続きの申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)
- ③ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

(4) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加指名停止措置要領」に基づく指名停止措置又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置をプロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

- (5) 岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登載されている者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 法令等の規定による官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

2 企画提案書の作成

別紙仕様書に基づき、以下の項目について、事業の企画を様式2に沿って作成してください。企画提案書の様式等は、原則として日本工業規格A4縦型(一部A3版資料折り込み使用可)とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

- (1) 展示内容の提案について(別紙1)
仕様書に示した展示内容について、指定された空間内において実現可能な提案を記載してください。
提案内容がイメージしやすいように、パースや画像情報を活用した提案としてください。
- (2) 委託業務の実施体制について(別紙2)
本業務にあたる提案者の業務体制等を記載してください。
- (3) 委託業務のスケジュールについて(別紙3)
本業務の全体スケジュールを記載してください。
- (4) アピールポイント(別紙4)
提案者の特色(実績、知識、資格等)についてアピールポイントを記載してください。

3 プロポーザルの手続き等

- (1) スケジュール
 - ① 公募要領等の公表・配布 平成30年10月3日(水)～10月16日(火)
 - ② 説明会参加申込書受付 平成30年10月3日(水)～10月16日(火)
 - ③ 公募要領等に関する質問書受付 平成30年10月3日(水)～10月24日(水)
 - ④ 説明会 平成30年10月17日(水)11時より(予定)
 - ⑤ 企画提案書受付 平成30年10月3日(水)～11月2日(金)
 - ⑥ プロポーザル評価会議 平成30年11月7日(水)(予定)
 - ⑦ 評価結果の通知・公表 平成30年11月9日(金)(予定)
- (2) 公募要領等の配付時間等
 - ① 配付時間
午前10時～午後6時(当館の休館日は除く)
 - ② 配付場所
岐阜県図書館2階事務室(企画課企画振興係)
(〒500-8368 岐阜市宇佐4-2-1)
※公募要領等は、岐阜県庁ホームページ「トップ > 県政情報 > 入札・公売 > 公募型プロポーザル」(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>)から入手できます。
- (3) 説明会参加申込書の受付
プロポーザル説明会参加希望者は、平成30年10月16日(火)正午までに、説明会参加申込書(様式1)を岐阜県図書館まで持参又は郵送により提出してください。
- (4) 公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表
 - ① 質問書提出方法
プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(様式4)を図書館宛てにFAX又は電子メール(ファイル形式はWordとする)で期限内に提出してください。
 - ② 提出場所
岐阜県図書館企画課企画振興係
(〒500-8368 岐阜市宇佐4-2-1)
FAX 058-275-5115

電子メール c21803@pref.gifu.lg.jp

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県庁ホームページ「トップ」> 県政情報 > 入札・公売 > 公募型プロポーザル」(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>)にある本業務のページ上で公表します。

(5) 企画提案書等、書類の受付

① 提出書類・部数

- | | |
|--------------|----|
| ア 企画提案書（様式2） | 5部 |
| イ 誓約書（様式3） | 1部 |
| ウ 見積書（任意様式） | 1部 |

② 提出方法

平成30年11月2日（金）正午までに岐阜県図書館に持参又は郵送により提出してください。郵送の場合、必ず「簡易書留」とし、期限までに到着するよう日程に余裕をもって送付してください。また、到着予定日以降、電話により到着確認を行ってください。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- エ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- オ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- カ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ク 募集要項に違反すると認められる場合
- ケ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザル参加者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。

⑦ その他

- ア プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって公募要領等の記載内容に同意したものとします。
- イ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- ウ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、プロポーザル評価会議開催日前日までに、辞退届（様式自由）を岐阜県図書館に持参又は郵送により提出してください。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
- ② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積も

- った金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。
- ③ 経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案内容と整合性がとれるものとしてください。

第4 評価に係る事項

- 1 評価方法等
評価は、県が別に定める構成員により組織された「『平成の歩みと文学を振り返る』展示企画及び製作等業務委託プロポーザル評価会議」（以下、「評価会議」という。）が行います。
- 2 評価会議
 - (1) 開催日等
開催日：平成30年11月7日（水）（予定）
開催場所：岐阜県図書館
 - (2) プロポーザルの所要時間
 - ・プレゼンテーション15分間（プロポーザル参加申込書の受付順）
 - ・プレゼンテーション終了後、質疑を行います。（10分程度）
 - ・プロジェクター等の使用は認めませんので、提出した提案書のみでプレゼンテーションを行ってください。
 - (3) 注意事項
 - ・プロポーザル参加者のプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書の提出後、別途連絡します。
 - ・評価会議は非公開で行います。また、プロポーザル参加者は、他のプロポーザル参加者のプロポーザル提案を傍聴することはできません。
 - ・指定の時間に遅れた場合は、評価を行いません。
- 3 評価項目及び評価内容
別表評価基準のとおりです。
- 4 契約交渉の相手方の選定
上記の評価基準に基づき、評価会議において評価を行い、最優秀提案者を選定します。
- 5 選定結果の通知及び公表
選定結果は、選定後、プロポーザル参加者に文書で通知するとともに、岐阜県庁ホームページ上で公表します。なお、電話等による問合せには応じません。
公表する内容は以下のとおりです。
 - ① 最優秀提案者の名称、評価点及び順位点
 - ② 全プロポーザル参加者の名称（申込順）
 - ③ 全プロポーザル参加者の評価点及び順位点※（得点順。参加者の名称は秘匿）
※名称と評価点との対応関係は明らかにしません。
参加者が2者の場合には公表しないこととします。
 - ④ 最優秀提案者の選定理由
 - ⑤ 評価会議構成員の氏名
 - ⑥ 最優秀提案者と契約の相手方が異なる場合の理由
- 6 提案者が1者またはない場合の取扱い
提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該応募者を最優秀提案者としてします。また、基準点に満たない場合、または提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

第5 契約に係る注意事項

- 1 最優秀提案者の構成員が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加者停止措置を評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しません。
また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除します。

- 2 選定した最優秀提案者と県が協議し、業務委託に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合、又は契約締結までの間において契約交渉をすることが不適切と認められる事案が発生した場合には、選定結果において評価の順位点が次に低い提案者（最低基準点に満たない者を除く。）と契約交渉を行うこととします。

第6 業務の適正な実施に関する事項

- 1 業務の一括再委託の禁止
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。
- 2 個人情報保護
受託者が業務を遂行するにあたって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めてください。
- 3 守秘義務
受託者は、業務を遂行するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとします。

- 1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合
受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、県は契約の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。
なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。
- 2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合
災害、その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務の継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。
なお、委託期間終了若しくは契約の取消し等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

第8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

岐阜県図書館企画課企画振興係 担当：寺井富之
〒500-8570 岐阜県岐阜市宇佐4-2-1
TEL 058-275-5111（295）
FAX 058-275-5115
電子メール c21803@pref.gifu.lg.jp

**『平成の歩みと文学を振り返る』展示企画及び製作等業務委託
評価基準**

評価方法は、以下のとおりとする。

- (1) 第1表の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点し、各評価員の採点数の合計を算出する。
- (2) 構成員ごとに点数の高い提案から順に第2表のとおり順位点を付する。
- (3) 各構成員の順位点を合計し、順位点合計が最も低い提案者を最優秀提案者とする。
- (4) (3)に関わらず各構成員の点数が満点の6割未満となった提案は選定から除外する。また、構成員の過半数が同一の評価項目について配点基準の最低点を付した提案は選定から除外する。
- (5) 順位点合計の最も低い提案者が複数いる場合は、提案金額の安価な提案者を高順位とする。なお、順位点及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとする。
- (6) 提案者が1者のみの場合には、評価の結果において、各構成員の評価点の合計が満点の6割以上の評価を得た場合は当該提案者を優秀提案者とし、満点の6割未満の場合には再度公募を実施するものとする。

第1表

評価項目及び評価の内容 (評価点合計100点)	評価基準				
	優良	良	普通	やや不十分	不十分
1 提案内容の妥当性 (70点)					
①展示の目的等について (20点)					
県民が郷土を知り学び、故郷への誇りと愛着を育むという目的を十分に考慮し、テーマに沿った提案となっているか。	20	16	12	8	4
②展示内容の提案について (50点)					
展示全体の内容構成や展示物等により一体感のある展示となるよう具体的な提案となっているか。	10	8	6	4	2
若者(10代後半~20代)が興味を持ち、理解しやすい内容となるよう工夫しているか。	10	8	6	4	2
平成という時代と文学について、その特徴や内容が効果的に伝わるか。また、文学の「新しい時代」の展望について触れられているか。	10	8	6	4	2
平成に活躍した岐阜県ゆかりの作家や岐阜県を舞台にした作品の魅力が伝わる内容となっているか。	10	8	6	4	2
図書館の所蔵資料を活用し、資料の利用につながる提案となっているか。	10	8	6	4	2
2 実施主体の適格性 (30点)					
③実施体制・計画について (10点)					
事業全体を問題なく実施できる体制が整えられているか。また、事業期間中のスケジュールは適切に組まれているか。	10	8	6	4	2
④業務遂行能力について (10点)					
受託業務実績を鑑み、展示の製作、設置、調整等の業務を確実に遂行する見込みがあると認められるか。	10	8	6	4	2
⑤見積金額 (10点)					
提案内容に対して、適正な積算となっているか。	10	8	6	4	2

第2表

構成員の点数評価順位	1位の提案	2位の提案	3位の提案	・・・
順位点	1	2	3	・・・